

## いしかわ民間タイアップ事業の実施について

### 1 目的

いしかわ民間タイアップ事業（以下、「タイアップ事業」という。）は、企業やNPO法人等（以下、「企業等」という。なお、NPO法人等とは、NPO法人、ボランティア団体等公益的活動を行う非営利団体をいう。）の行う社会貢献活動や地域活動と県の行う公共サービス等とをマッチングすることにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供の実現と企業等の社会貢献活動や地域活動の活性化を図り、もって県政の発展に寄与することを目的とします。

### 2 対象とする団体

対象とする団体は、県の事業や公共サービス等との連携・協働により社会貢献活動や地域活動を実施する意思を有する企業等とします。ただし、次のいずれかに該当するものは対象としません。

- ア 法令等に違反する行為を行ったもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反する企業活動を行ったもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- エ 指名停止を受けているもの
- オ 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- カ 政治活動を助長するおそれのあるもの
- キ 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- ク その他連携の対象とすることが適当でないと認められるもの

### 3 提案等の種別

提案等は、企業等が県との連携・協働により実施する活動で次のいずれかに該当するものとします。ただし、提案・申込等には、県に対し、単に資金供与を求める提案、業務委託を求める提案、単なる要望・陳述の類は含みません。

#### ア おしながき型

県が企業等との連携・協働を希望する事業や公共サービス等として示す「おしながき」に則った活動

#### イ 自由提案型

「ア おしながき型」によらず、企業等が自らの意思により、県との連携・協働を希望する活動

### 4 提案等の方法

#### ア おしながき型

企業等は、個別の事業等に定めがある方法で、事業等を所管する関係課等に必要書類を提出するものとします。（必要書類等の定めがない場合は、提案・申込シート（様式1）により、提出することができます。）

また、複数分野にわたる場合については、総務部行政経営課にご相談いただければ、必要書類を取りまとめてご連絡いたします。

#### イ 自由提案型

企業等は、提案・申込シート（様式1）に必要事項を記入し、総務部行政経営課に提出するものとします。

#### ウ その他

その他、タイアップ事業に関して何らかの相談や照会があれば、企業等は、相談・照会シート（様式2）に必要事項を記入し、総務部行政経営課に提出してください。（事前にシートをご提出いただくことによって、その後の対応がスムーズになると考えています。）

### 5 提案等の受付期間

提案・申込の受付期間は通年とします。ただし、「おしながき」において、個別に期間を定めている場合は、当該期間とします。

### 6 コーディネート

複数分野にわたる提案及び自由提案については、行政経営課が提案内容を確認のうえ、提案等に係る事業や公共サービス等を所管する関係課等との調整を行うものとします。

関係課等は、必要に応じて、情報提供や事業設計を行うなど、提案の実現に向けて企業等との協議等を行うものとします。

### 7 協定の締結

県及び企業等は、連携・協働事業における役割分担と責任を明確にするため、必要に応じ、事業や公共サービス等の連携・協働に関する協定を締結することができます。また、連携・協働事業が複数分野にわたる場合、包括協定とすることができます。

### 8 連携・協働事業等の公表

県は、タイアップ事業に基づき実施した事業や公共サービス等について、その取り組み内容及び実績を積極的に周知することとします。連携・協働事業を実施した企業等は、これら事業等に係る取組内容及び実績等を公表することができます。この場合、公表内容について事前に県（関係課等）に報告するものとします。

### 9 連携・協働事業等の改善に向けた取組

県は、企業等との連携・協働による事業や公共サービス等がより効果的・効率的に実施されるよう、事業実施後において事業点検（フォローアップ）を行うものとします。

### 10 個別事業の要件

「おしながき」に記載されている個別の事業について、別に要件等を定めている場合は、その要件等に則ることとします。